



2022年5月6日

各 位

会 社 名 ヒロセ電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石 井 和 徳  
(コード番号 6806 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 鎌 形 伸  
(TEL. 045-620-7410)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月6日開催の当社取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、2022年6月23日開催予定の第75期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

- ・「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、<u>計算書類、連結計算書類、および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(参考書類等のイ</u></p>

現行定款	定款変更案
	<p data-bbox="908 284 1353 365"><u>インターネット開示)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="852 383 1353 555"><u>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年6月23日(木曜日)

定款変更の効力発生日

2022年6月23日(木曜日)

以 上